



弁護団だより

みんなして



No.59 発行 2016年12月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
12月2日 新潟、担任が避難してきた小学生の生徒の名前に「菌」とつけて呼んでいたことが判明	12月12日 第2陣提訴（福島市）
12月8日 川内原発、1号機運転再開。鹿児島県知事、事実上容認	12月12日 弁護団会議（東京都）
12月27日 東電株主代表訴訟、東京地裁は政府事故調査委員会の非公開聞き取り記録提出申立却下	12月13日 原告団・弁護団合同会議（福島市）

被害総論に関する弁論を行い、求釈明を申し立てました

～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第22回期日の報告

1. 冬晴れの期日

11月30日、第22回期日が福島地裁において開かれました。この日、国と東電からは新たな書面が提出されました。



国の書面は、本件事故以前の工学的知見に照らして、国の結果回避義務を導き出すことはできず、仮に結果回避措置を講じても本件事故を回避することはできなかったと主張するもの（準備書面16）、原告らが主張する本件津波による敷地内への浸水深と建屋内への浸水の態様について認否を明らかにしたもの（準備書面17）。

東電の書面は、専門家証人の証言をふまえ敷地高さを超える津波を予見することはできなかつたと主張するもの（準備書面20）、2008年の津波試算に基づき結果回避措置を講じても

本件事故を回避できなかつたと主張するもの（準備書面21）、避難指示区域外に居住する原告らについて中間指針等で定める期間を超えて避難を継続すべき合理的理由はないと主張するもの（準備書面22）、本件事故に関する裁判例を整理したもの（準備書面23）、

原告目録記載事項に関して認否を明らかにしたものです（準備書面24）。

私たちの側からは、国内法令とICRP勧告等について整理し、放射線被ばくの影響等に関する被告の主張に反論するもの（準備書面・被害総論15）、中間指針等の限界を明らかにし、その限界を超えて被害実態に即した賠償がなされるべきことを主張するもの（準備書面・被害総論16）、外国籍を保持する原告についても国家賠償が認められるべきことを主張するもの（準備書面・外国籍を保持する原告について）、慰謝料額を認定するうえで考慮されるべき法益と被害事実について述べるもの（準備書面・被害事実4）、尋問を終えた原告らの尋問結果等に基づき原告別の被害事実を主張するもの（準備書面・被害事実5）などの書面を提出しました。

当日は、この時期にしては寒くない冬晴れとなり、250名を超える方が参加されました。「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団の東島弁護士・池上弁護士のほか、千葉訴訟の原告の方や弁護団の中丸弁護士・藤岡弁護士、かもがわ出版の松竹伸幸編集長、井上淳一監督、東京演劇アンサンブル、劇団さんらんといった方々も駆けつけてくださり、傍聴席に入りきれなかった方々向けの企画では、元自衛官の泥憲和さんをお招きして講演会を行いました。



2. 裁判所も関心を示す

この日、私たちは、東電が2002年に行った津波推計計算の結果に基づいて、津波防護措置としてポンプ用モーターはじめ重要施設のかさ上げ、建屋の浸水防止対策（水密化）などをはかってきた事実を指摘し、東電が「浸水した状態を前提としていない」と主張しながら、他方で津波による浸水を前提とした対策を取っていた矛盾を追及。東電に一連の文書の提出と釈明を求めました。国に対しては、東電から試算結果の報告を受けたかなどについて明らかにするよう求めました。裁判所も、一連の資料について、「争点にかかわるものであり、裁判所としても関心をもっている」と述べ、東電に対して提出を促しました。

また、被告が「年間20ミリ以下の被ばくは何らの権利侵害にはあたらない」と主張していることについては、これまでの科学的知見を明らかにしつつ、「公衆の放射線防護策と個々の住民に対する権利侵害性は区別されるべき」と反論し、中間指針等が定めたの慰謝料についても、被害実態をふまえないもので、司法判断によって是正されるべきだと主張しました。

今回が年内最後の期日でした。来年3月に予定される結審まで残り2回を残すばかりとなりました。次回は1月30日です。ぜひご参加ください。

（弁護士・馬奈木巖太郎）



歴史に向き合うために

根本敬（原告団福島支部、福島県農民連会長）

嫌なニュースが続く。安倍政権の支持率もそう下がらない。この国はどこへ向かっているのか・・・・・。安倍政権になってからというのは何の根拠もないが、政治家やマスコミが使う言葉に「鶴」のような響きを感じてしまう。

2013年6月17日、「原発事故で死者が出ている状況ではない」という発言が自民党幹部から飛び出した。それは、再稼働が必要だという話の中で出された。私にとってこの時期以降、原発事故による「喪失感」がどんどん膨らんだ。

事故当時繰り返され胸の奥底にあった「直ちに健康に影響はない」という言葉の濁がかきませられ、口元へせりあがってくるようだった。それから3か月後、IOC総会で東京をアピールするためにブエノスアイレスで安倍首相がこう述べた。「フクシマについて、お案じの向きには、私から保証をいたします。状況は、統御されています。東京には、いかなる悪影響にしろ、これまで及ぼしたことではなく、今後とも、及ぼすことはありません。……」私の吐き気をさらに増幅させたのは「東京には」という言葉だった。福島は、その時から切り捨てられた。福島県民は「棄民」となった。

沖縄は、このような「仕置き」を何世紀にもわたって受けている。「ボケ、土人が」と言い放った若い機動隊員の殺氣だった表情に怯えた。そして、ふと思った。この国はどこかへ向かおうとしているのではなく、歴史の「事実」をすべて消し去ろうとしようとしている。

まさに、至言がある。「過去に目を閉ざす者は、未来に対してもやはり盲目になる」一九八五年五月八日。ドイツの敗戦から四十周年の記念日に、当時のワイツゼッカー大統領は連邦議会での演説で「罪の有無、老幼いすれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けなければならない」と呼び掛けた。

アベ政治を倒すためには、「われわれ全員が過去を引き受けなければならない」という「自覚」を呼び覚まし、次世代と「共に歩める」確かな「道」を作るしかない。



生業訴訟第23回期日（1月30日）のお知らせ

2017（平成29）年1月30日（月）、福島地方裁判所で第23回目の口頭弁論が開かれます。今回は、弁護団が調査してきた土壤や海洋、河川の汚染状況・除染の状況、農作物の出荷状況、子どもの外遊びの状況、避難の状況などの社会的事実を明らかにして、原告のみなさんが普通の日常生活を営む法益が破壊ないし損傷され続けていることを明らかにします。

そして、連続講演会のゲストは、元首相の鳩山由紀夫さんです！講演会後の報告集会では、口頭弁論での被害の主張についてもご報告いたします。

皆様、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください！！！

＜当日のスケジュール＞

【裁判所】

- 12：15 あぶくま事務所前集合
- 12：25 事務所前集会
- 12：55 裁判所行進
- 13：15 進行協議
- 14：00 弁論期日



【音楽堂小ホール】

- 13：30 鳩山由紀夫元首相 講演会
- 15：30 報告集会

【公正な判決を求める署名への協力のお願い】

生業訴訟は、来年3月には結審し、来年の秋頃には判決が言い渡される予定です。そこで、生業訴訟原告団・弁護団では、公正な判決を求める署名を取り組むことにいたしました。この署名は、全国の方々が生業訴訟の判決に注目していることを裁判所に伝え、裁判官が公正な判決を出せるよう背中を押すものです。

ぜひご協力ください。

署名用紙は、以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.nariwaisoshou.jp/activity/entry-686.html>

【生業を寄せ、地域を寄せ】福島原発訴訟 公正な判決を求める署名		
裁判所名: 沼田第一裁判所 裁判官名: 宮澤 先智 和 裁判官名: 吉村 進太郎 裁判官名: 石川 亮輔 和		
<p>（以下略）</p> <p>この署名は、生業訴訟原告団として、福島原発事故による公害を抱える被災地住民の権利を守るために、被災地住民の公害に対する公的立場を明確にするために、この署名を提出します。この署名は、全ての被災者を代表として、被災地住民の公害に対する公的立場を明確にするために、この署名を提出します。この署名は、全ての被災者を代表として、被災地住民の公害に対する公的立場を明確にするために、この署名を提出します。この署名は、全ての被災者を代表として、被災地住民の公害に対する公的立場を明確にするために、この署名を提出します。</p>		
氏 名	性 別	年 齡
取り扱い記入欄		
署名料金: 「生業を寄せ、地域を寄せ」 福島原発訴訟 TEL: 024-572-4463 FAX: 024-572-6661		

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報
を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ → <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook → <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter → @NARIWAIbengodan (なりわい弁護団)



題字「みんなして」は、筑井誠さんの筆によるものです。